千葉市ソフトバレーボール連盟　大会運営規定

（統括）

1. 理事長に委嘱された理事チーム（主管チームと称する）が大会を運営する。
2. 大会主管理事（申し込み窓口担当）が当大会の競技委員長を兼任する。
3. その他理事の役割は
   1） コート設営の監視及び諸準備
   2） 受付用机・椅子等の段取り及び受付業務＜総務部長及び女性スタッフ＞
   3） 壁面張り出し場所の指定及びその作業の補助
   4） 大会運営に関する事項の補佐

（大会への申込み）

4. 主管チームは募集要項を作成し、ホームページに掲載する（又は郵送する）
5. 大会申込書は登録団体責任者が記載し、メール添付もしくは郵送、FAXにて指定先まで送付する。
   （電子メール添付での申し込みを推奨する）
   （不参加の場合は申し込み責任者に、その旨を必ず連絡する）
6. 参加資格者は登録済みの競技者で構成されていること。
   （未登録者を試合に参加させたいときは、追加登録書にて所定の手続きを経てからとする）
   （種目ごとに定めてある年齢は、大会当日を基準とする）
7. 5名以上での申し込みが原則であるが、各大会の募集要項に則り実施する。
8. 締切日が過ぎた大会申込書は、原則受理しない。
9. 申し込み締め切り以降のキャンセルは、いかなる理由があろうとも参加料は徴収する。
   大会主管理事はキャンセル申請時に、徴収方法等を確認し、責任をもって回収に努めること。

（大会当日の受付）

10. 大会当日の受付は各団体代表者が参加料(追加登録費を含む)を持参の上、指定時間内に行う。
    指定時間内に受付が行なわれない場合は失格とする場合がある。
11. エントリー変更は受付時に、申し込み用紙に変更点を記載し申請する。
    （同一団体から複数チームをエントリーしているとき、組み合せ掲載後はチーム間の選手入れ換えはできない）
12. 受付担当者は主管チームが準備したクリヤー・ファイル（冊子・目玉・領収証）を参加チームごとに配布する。
    ＜領収証の中身は大会参加費・追加登録費の合計金額を記載したもの＞

（大会の開会式）

13. 大会参加者は開会式開始時間前には本部席前に必ず集合する。

（大会の進行）

14. 参加予定チームが棄権、選手欠員等不測の事態になったときは、競技部長と競技委員長で対応策を決定する。
15. 大会毎に制定された競技要項に則り運営する。
16. 千葉市ソフトバレーボール連盟プロトコールを採用する。（大会毎に変更する場合がある）
17. 指定時間に競技者が集まらない場合は没収試合とする場合がある。
    没収試合時の処理は日本バレーボール協会制定のソフトバレーボール規則に準じる。
18. 審判はセルフ・ジャッジ制で行う。
    主審及び副審は当部主催の審判講習会履修者が担当する（将来的には JSVF 資格者もしくは市資格認定者とする）
    判定等で疑義が生じた時は審判部長に連絡を取り、速やかに解決すること。
    試合結果報告書には担当試合の主審及びチーム・キャプテンがサインをすること。
    試合結果を試合進行管理表＜本部関裏の壁面に張り付けてある＞への記入を依頼されることがある。

19. 負傷した競技者の試合続行等の判断は競技委員長に一任する。

20. 大会参加者においてゴミ等は必ず持ち帰る。

21. 大会参加者において喫煙は必ず所定の場所でおこなう。

（18・19に違反の場合は、その当人の所属する団体は次回大会に出場を禁止とする）

（表彰式及び大会の閉会式）

22. 表彰対象チーム、残っている大会参加者全員は表彰式及び大会閉会式開始時間前には本部席前に集合する。

（結果報告等のまとめ）

23. 大会終了後速やかに情報（記録）をまとめ、ホームページに掲載依頼をする。

必要情報は下記の通り

表紙　募集要項　競技要項　参加チーム一覧表　式次第　試合結果のまとめ　収支報告書

（大会での忘れ物の扱い）

24. 大会で忘れ物があった場合は、ホームページで写真をアップし１週間保管する。（大会開会式にて通知する）

問い合わせがあり本人の物と確認された場合は、次回の大会もしくは行事の時に返却する。

問い合わせがなく不明の場合は1週間後処分する。

（委任）

25. この規定に定めるもののほか、大会運営にあたり必要な事項は、理事会で定めることができる。

附　則

この規約は平成21年4月1日から施行する。

規約の見直し

平成22年4月11日（評議委員会）

1. 大会当日の理事業務を追記した。
2. 募集要項を各団体に郵送することは止め、ホームページ掲載のみで対応することとした。
3. 受付業務をスムーズにするため、必要書類等をクリヤー・ファイルに入れ渡す方式とした。
3. 申し込みキャンセルに対し，参加料の徴収時期を申し込み締め切り以降とした。
4. 棄権等の不測の事態発生時の対応方法を追記した。

平成23年5月　21項「結果報告等のまとめ」業務を追記した。

平成24年７月　10項「大会当日の受付」業務を追記した。

平成25年4月　　7項「キャンセル等の対応」を追記した。

22項「大会での忘れ物の扱い」業務を追加した。

令和元年7月　改定